

人権だより

市民人権講座「国立駿河療養所現地学習」

ハンセン病の正しい理解のために療養所を訪問してみませんか？

静岡県御殿場市にある国立駿河療養所を訪問し、ハンセン病に対する正しい理解を深めます。

日時 7月2日(火) 午前8時から午後7時30分まで(市役所本庁舎発着)
※道路状況により変動します。

対象 市内在住の方

定員 35人(先着順)

参加費 1,000円

申込 人権推進課窓口及びFAX、メールで①郵便番号、住所 ②氏名(ふりがな)③電話番号を記入し、6月10日(月)から21日(金)までにお申し込みください。

※申込用紙は、市公式ウェブサイト、または人権推進課窓口にあります。

男女共同参画週間パネル展を開催(6月15日(土)～21日(金))

場所 美和文化会館図書館前

男女共同参画週間(6月23日～29日)に合わせて、男女共同参画に関する川柳の優秀作品パネルをはじめ、「みんなでサンカク!」のパネルなどを展示します。ぜひご覧ください。

令和元年度男女共同参画キャッチフレーズ

“男女共同参「学」”・“知る・学ぶ・考える 私の人生 私がつくる”

ハンセン病を正しく理解するパネル展を開催(6月22日(土)～28日(金))

ハンセン病問題に関するさまざまなパネルを展示します。ぜひご覧ください。

場所 美和文化会館図書館前

ハンセン病とは・・・感染力の極めて弱い「らい菌」による慢性の感染症であり、感染しても発病することはごく稀で、発病しても早期に適切な治療を受ければ後遺症を残すことなく治癒します。



しかし、以前は後遺症が残ることや伝染病や遺伝病などという誤った思い込みから不治の病として、患者やその家族までもが言われなき偏見や差別を受けました。また、国の隔離政策により、療養所に強制隔離されたり、家が消毒されたりしたことが、より一層、誤解や偏見を招きました。

そんな中、旧甚目寺町出身の医師小笠原 登 博士は、「らい」は不治ではないという信念、経験に基づき、当時の強制隔離政策に毅然と反対し、患者に対して献身的な治療を行いました。会場では、小笠原登博士のパネルなどもご覧いただけます。

問合せ先 人権推進課 ☎444・0398

人権



6月1日は人権擁護の日です

市には、法務大臣により委嘱された11人の人権擁護委員が活動しています。

人権擁護委員とは

人権擁護委員は、地域の皆さんに人権について関心と理解を深めてもらうために、さまざまな啓発活動を行っています。また、あらゆる人々の人権を守るため、毎日のくらしの中で起こる人権に関する問題に対し、法務局や市役所等で人権相談に応じています。相談は無料で秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。人権相談日につきましては広報の相談日案内をご覧ください。

問合せ先 人権推進課

☎444・0398

『人権を理解する作品コンクール』展示会

平成30年12月に「人権週間」行事の一環として、小中学生の皆様を対象にした人権作品コンクールを実施しました。その応募作品の中から、優秀作品を選出して展示会を行いますので、ぜひご覧ください。

日時 6月1日(土)～30日(日)

午前9時～午後5時

※各施設の休館日を除きます。七宝焼アートヴィレッジのみ6月4日(火)から展示となります。

場所 美和文化会館、七宝焼アートヴィレッジ、人権ふれあいセンター

展示作品 ポスター、書道、標語

問合せ先 人権推進課

☎444・03988

女性活躍情報誌「@MYLife」記者募集

市内で活躍する女性を取り上げた情報誌の取材と記事を作成していただける方を募集します。取材先の選出・調整は市が行い、取材や記事の作成は、編集アドバイザーが協力してくれるので、未経験の方でも安心です。活動期間は7月から8月の間で、日数にして5日程です。

対象 市内在住、または市内に通勤

通学している高校生以上の方

募集人数 一般3人、学生6人

(3人ずつのチームをつくります)

※応募多数の場合は、こちらで選考させていただきます。

募集方法 申込用紙に必要事項を記入のうえ、郵送、または直接窓

口でお申し込みください。

※用紙は、市公式ウェブサイトに、または人権推進課(本庁舎)窓口にあります。

申込 6月28日(金)まで(必着)

活動内容 取材にあたり事前のレクチャーを受け、市内で活躍する

女性の取材後、情報誌を作成します。情報誌は市内全戸配布されます。

申込・問合せ先 人権推進課

☎444・03988

戸籍・届出

マイナンバーカードは初回無料で取れます

マイナンバーカードの申込方法

① 郵送の場合、交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼って送付用封筒で送付してください。お手元に送付用封筒がない方は、マイナンバーカード総合サイトの封筒材料のダウンロードから印刷、作成してご利用ください。

② 約1か月後に市役所から交付通知ハガキをご自宅に送付します。

③ 必要な持ち物をお持ちいただき、ハガキに記載のある交付場所へ市役所開庁時間内にお越しください。本人であることを証明する大切

なカードですので、ご本人の来庁を願っています。

web <http://www.kojinbango-card.go.jp>

問合せ先 市民課

☎444・3167



住民票の写し等の第三者交付にかか
る「本人通知制度のご案内」

市では不正請求や不正取得による個人の権利の侵害防止を図ることを目的として、本人通知制度を実施しています。

事前登録した方の住民票の写し、戸籍謄本等を本人の代理人や第三者による請求に基づいて交付したとき、事前登録した方へ交付した事実をお知らせする制度です。(国、または地方公共団体の機関を除く)

登録窓口 市民課(甚目寺庁舎)、七宝・美和市民サービスセンター

登録できる方

- ・市に住民登録されている方、または、転出されてから5年以内の方
- ・市に本籍がある方、または本籍が過去あった方

登録に必要なもの

登録する本人がお越しになる場合は、本人確認書類(自動車運転免許証、旅券、個人番号カード等)が必要です。代理人がお越しになる場合は、

委任状と代理人本人確認書類、登録希望者の本人確認書類(コピー可)、法定代理人がお越しになる場合は、戸籍謄本など関係を証明する書類と法定代理人の本人確認書類がそれぞれ必要です。

問合せ先 市民課

☎444・3167

